

# 日刊 動労千葉

83, 5, 23

No. 1345

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五、六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

## 五・二〇不当判決を弾劾する

### 声明

本日、千葉地裁刑事第二部・山中裁判長は、いわゆる「6・12裁判」において、動労千葉組合員である片岡一博君に罰金五万円、吉岡一君に罰金五万円、篠塚康則君に罰金四万円との全く不当な有罪判決を下した。

われわれは怒りをこめて、判決のもつ反動性を暴露断罪するとともに、三君の無罪・職場復帰を必ずやかちとるために勝利までたたかいぬく決意を明らかにする。

判決は不正義であり、反動的意図は明白である。

第一に、「六・一二裁判」は完全なデッチあげであり、事実無根である。

公判の全過程が証明しているとおり、動労千葉による「暴行」の事実はないのであり、検察側も動労「本部」革マル告訴人も、なにひとつ「事実」を証明できなかったのである。

革マル分子による四・一七や四・一五白色襲撃の事実を目をつぶり、デッチあげには加担するという司法当局の態度は、おそるべき反動と暗黒に道をひらくものである。

軍大化・改憲につきすすむ中曽根政権の労働運動弾圧に迎合する千葉地裁にたいし、労働運動と社会正義の立場から断固として抗議する。

第二に、判決が八月八日パイプライン燃料供用開始、ジェット輸送廃止にもとづく動労千葉攻撃、三里塚二期着工、臨調・国鉄労働運動解体攻撃のまっただなかで下されたことは重大である。

これは八一・三ジェットストライキにたいする階級的報復であると同時に、八・八パイプライン情勢への予防弾圧である。動労千葉にたいする重大な組織破壊攻撃を断じて許せない。

第三に、動労「本部」革マルの警察労働運動に反動的承認をあたえることを通して、ファシスト労働運動を保護育成せんとするものである。

デッチあげ告訴自体が総評労働運動史上類例のないものである。権力がこれに承認を与えることは、国鉄労働運動、日本労働運動への重大な挑戦である。

こんにち、動労「本部」革マルが「働こう運動」―たれこみ―をもって当局の弾圧・処分をひきだし、国鉄労働運動の圧殺に血道をあげていることの原点が「六・一二」デッチあげ告訴にあることは今や誰れの目にも明らかである。

以上の観点から、われわれは、この許すべからざる反動を打ちくたことが動労千葉の階級的使命であり、国鉄労働運動勝利のカギであると確信する。

中江・北原選挙に勝利したわが一三〇〇の階級的団結の力で「五・二〇反動判決」をうち破り、革マル一掃・動労大改革、日本労働運動の戦闘的再生をかちとらん、われわれは必ず勝利することを表明する。

右、声明する。

一九八三年五月二〇日

国鉄千葉動力車労働組合